

審査委員会成立要件等の明確化について

令和元年7月22日  
国立研究開発法人科学技術振興機構  
バイオサイエンスデータベースセンター

審査ルールの明確化のため、「NBDC ヒトデータ審査委員会」における審査の運用方法に関する内規を、以下の通り変更したので報告する。

1. 変更理由

審査委員会成立要件の明確化

審査事項承認要件の明確化

※併せて全体的に微修正を実施

2. 変更箇所（別紙1：フロー および 別紙2：内規 を参照）

（1）審査委員会成立要件

・委員が利害関係者であっても、委員会成立要件の母数に含めることとする。

（2）審査事項承認要件

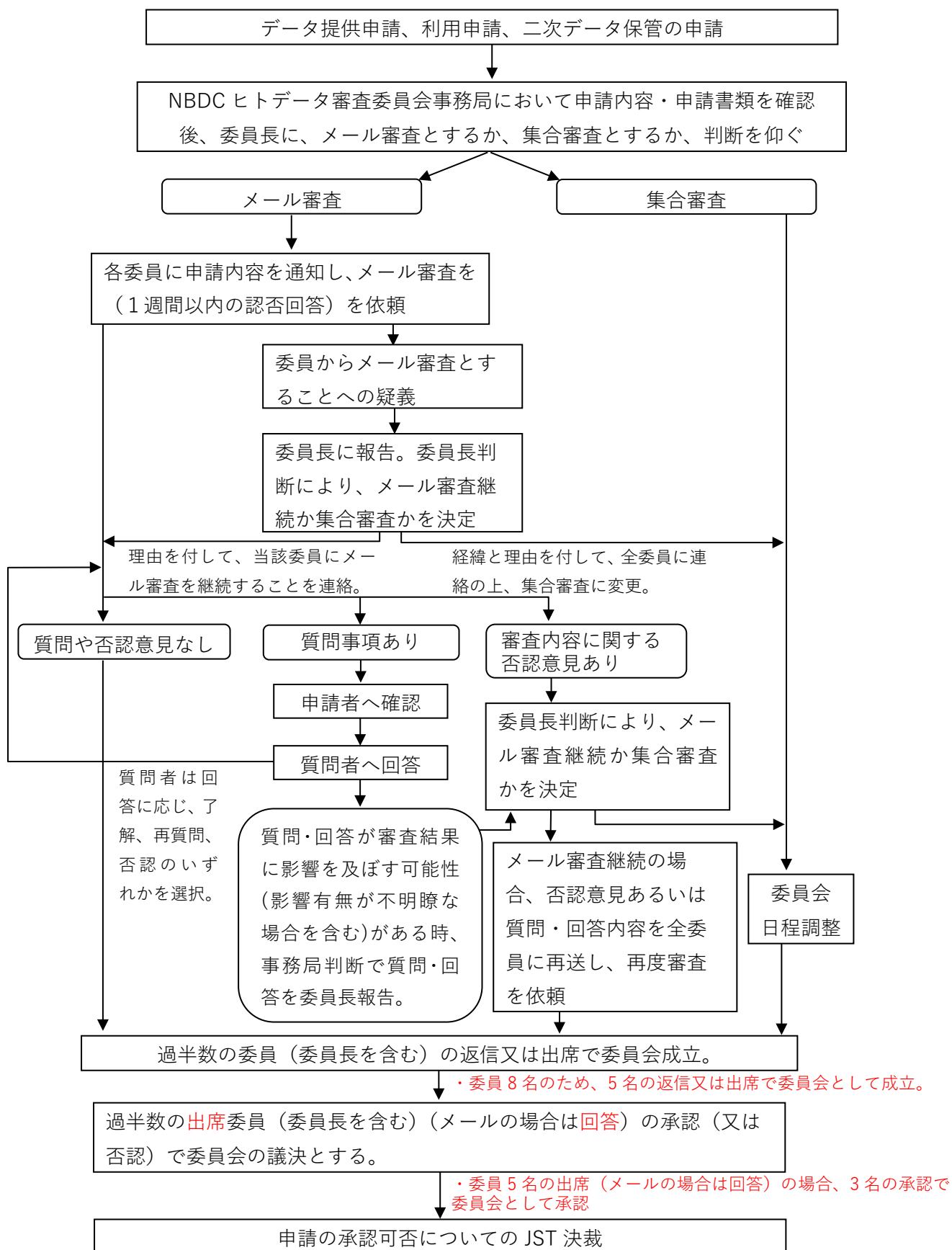
・委員会として審査事項の承認又は否認を判定する際の母数を明確に定義した。

電子審査の場合、審査委員会成立時の回答数の合計のうち過半数の回答が「承認」であれば、委員会として審査は承認されたものとする。

集合審査の場合、利害関係者を除いた出席委員の過半数の承認があれば、審査は承認されたものとする。

以上

## NBDCヒトデータ審査委員会 審査流れ図



※委員が利害関係者（以下のa又はbに該当）の場合、当該審査には加わらないが、委員会成立要件の母数に含めることとする。

a.申請された研究に関して、申請者と緊密な研究を行う者。

（例えば、申請された研究に参加している者、申請された研究について申請者と共同研究を実施している者等）

b.その他 JST が利害関係者と判断した場合。